

vol.2304

税務・財務 ニュース

税務・財務に関する情報を使いこなすことができれば、より豊かな人生が送れるものと確信しています。私どもは、これらの情報をお客様のお役に立てていただければと願っております。ご自身にどう当てはめたらよいかをお考えいただき、ご不明な点がございましたら、一緒に検討させていただきたく存じます。税務・財務に関する情報の提供を通じて、お客様の繁栄と、平安に、少しでも貢献できればと願います。

友弘 正人

[今月のテーマ]

令和5年度税制改正大綱 インボイス制度

[contents]

- ◆ 納税額に係る負担軽減措置 「2割特例の創設」
- ◆ 事務負担の軽減措置 (少額特例)
- ◆ 少額な値引き・返品に対応不要
- ◆ 登録手続きの柔軟化
- ◆ インボイス登録手続きの見直し



税理士法人 トータル財務プラン
行政書士法人 トータル財務プラン
一般社団法人 トータル財務プラン
株式会社 トータル財務プラン
友弘正人公認会計士事務所

〒651-0087 神戸市中央区御幸通3丁目1番8号
ライオンズ三宮ビル 2F

TEL : 078-221-7711 FAX : 078-221-7717
info@topp.co.jp <https://topp.co.jp>

令和5年度税制改正大綱 インボイス制度

1. はじめに

令和5年10月1日から開始されるインボイス制度について、中小企業者の実務を踏まえ柔軟な運用が求められていました。制度導入には、免税事業者がインボイス登録する事による税負担や、制度移行に伴う事務負担への影響があるため、令和5年度税制改正では、いくつかの軽減措置が設けられました。

2. 納税額に係る負担軽減措置 「2割特例の創設」

国税局の令和4年8月～9月の免税事業者へのアンケートによると、開始までに登録予定、登録済と回答した割合は23.1%でした。免税事業者の登録への意向が見られる一方で、消費税を申告したことがない事業者の消費税の申告事務負担や、消費税分の急な価格転嫁が、免税事業者が課税事業者になる際の課題となっていました。

売手側の軽減措置として、免税事業者がインボイスを発行する課税事業者を選択した場合には、納税額を売上税額の2割に軽減する措置（以下、「2割特例」）が設けられました。

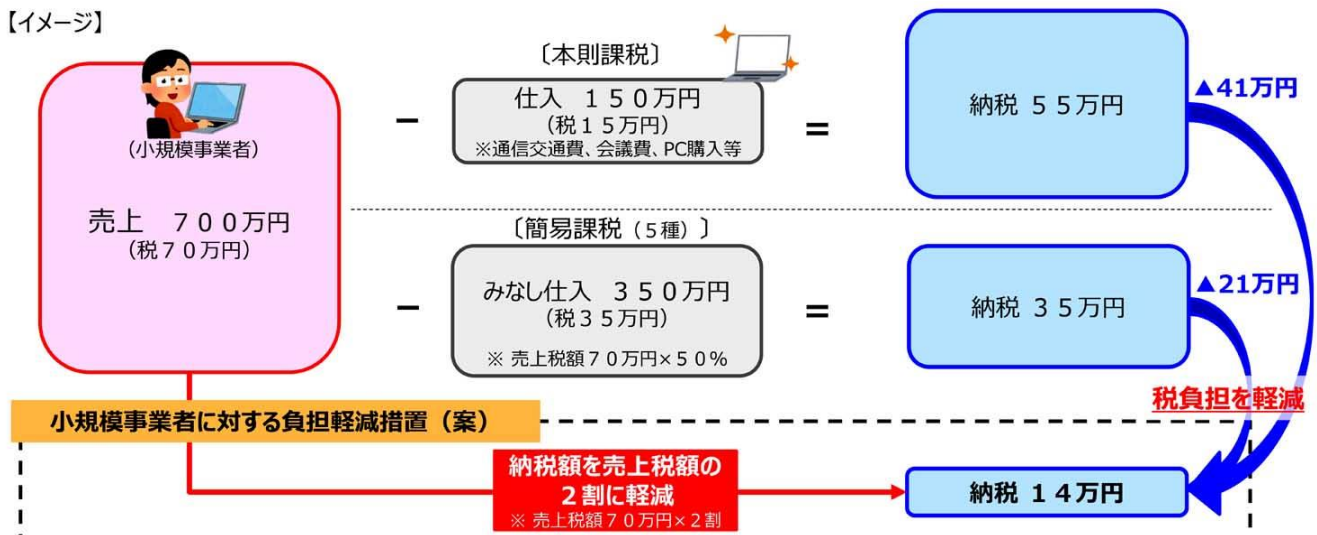
① 対象期間と対象者

令和5年10月1日から令和8年9月30日までの日の属する各課税期間が適用対象期間です。インボイス発行事業者の登録をしなければ、課税事業者にならなかった者が対象者です。

ただし、対象期間中に、基準期間における課税売上高が1,000万円を超える課税期間がある場合、その期間は2割特例の適用はできません。

<小規模事業者に対する納税額に係る負担軽減措置（案）>

【イメージ】



※ 負担軽減措置の適用に当たっては、事前の届出を求めず、申告時に選択適用できることとする。

(自民党税調資料)

② 税額の計算方法

税額計算方法は、簡易課税制度の2種事業（みなし仕入率80%）の場合と同じです。簡易課税制度とは、売上げに係る消費税額を基礎として、事業の種類ごとに定められた「みなし仕入率」を乗じ、仕入れに係る消費税額を算出することができる制度です。「2割特例」の計算は、売上げに係る消費税額の80%を売上税額から控除して、納付税額を算出します。

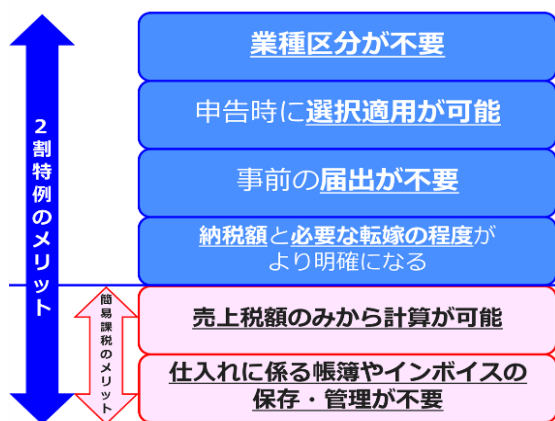
計算方法： 売上税額－（売上税額×80%）＝納付税額

③ 事前の届出・継続適用

簡易課税制度の適用を受けようとする事業者は、その課税期間の初日の前日までに「簡易課税制度選択届出書」を提出する必要があります。

また、簡易課税制度の適用を受けている事業者は、2年間継続して適用したあとでなければ適用をやめることはできません。

簡易課税制度との事務負担上の主な相違点



(財務省資料)

「2割特例」の場合は、適用に当たり事前の届出は必要ありません。

適用を受けようとする課税期間の確定申告書にその旨を付記する事が要件になります。申告時に、「簡易課税か2割特例」又は「原則課税か2割特例」の選択適用が可能です。また、2年間の継続適用の縛りはありません。

3. 事務負担の軽減措置（少額特例）

買手側にも事務負担の軽減措置が設けられました。

具体的には、基準期間の課税売上高が1億円以下、または1年前の上半期の課税売上が5,000万円以下の事業者は、令和5年10月1日から令和11年9月30日の間に行う税込1万円未満の課税仕入れについて、インボイスの保存がなくても帳簿のみで仕入税額控除を可能とします。支払い対価の額が1万円未満か否かは1取引単位で判定します。

4. 少額な値引き・返品に対応不要

現行では、値引き等を行った場合にも返品伝票といった書類（返還インボイス）の交付義務がありました。商慣行として、買手が振込手数料相当額を差し引いた上で代金を振り込むことがありますが、その手数料分を値引き処理する場合も返還インボイスの交付義務

がありました。改正により、税込価額1万円未満の値引きについては返還インボイスの交付義務が免除されます。

5. 登録手続きの柔軟化

インボイス制度が開始される令和5年10月1日から登録を受けるためには、原則として、令和5年3月31日までに申請書を提出する必要があります。令和5年4月以降に提出した場合、現行法では、申請書に困難な事情を記載することで、開始日に登録を受けたとみなされます。改正により、申請書に「困難な事情」の記載を求めず4月以降の登録申請を可能とする対応を行います。

6. インボイス登録手続きの見直し

令和5年10月1日以降、事業者がインボイス登録を申請する場合において、課税期間の初日から登録を受ける場合、その課税期間の初日から15日前の日まで（現行1か月前まで）に申請書を提出しなければならないこととなります。登録を取り消す場合の届出書の提出期限も同様の見直しを行います。

課税期間の初日から登録を受けようとする場合（例：3月決算法人）



7. 最後に

インボイス制度への円滑な移行のため経過措置が設けられ、免税事業者からの課税仕入れが全額控除不可になるのは令和11年10月1日からとなります。免税事業者はこの間に、課税事業者への転換の要否を見極めながら対応を検討することになります。登録するか否かは、買手側の状況や、事業者の状況により判断します。今まで消費税申告に触れていなかった方のために、消費税制度の概要から説明をした「不動産業者さんのためのインボイス制度」という動画を作成しました。ご興味のある方は参考になさってください。

不動産業者さんのためのインボイス制度 第2弾

①インボイス制度導入の経緯

YouTube
動画はコチラ →



②消費税の計算

YouTube
動画はコチラ →



③インボイスの今後の対応

YouTube
動画はコチラ →



執筆者 野口 智子